

鳥インフルエンザ:今シーズンも 심각한警戒が必要です!

本年4月以降も、アジアや欧州などで鳥インフルエンザの発生が多数確認されています。また、日本へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシア及び中国では、野鳥で本病が発生していることから、今シーズンも 심각한警戒が必要です!! これから渡り鳥の本格的な飛来を迎えるにあたり、飼養衛生管理基準遵守の再徹底をお願いします。



自農場を守るため次の対応を徹底して下さい!

○海外渡航の自粛

- ・本病発生地域への渡航は可能な限り自粛してください。

○早期発見・早期届出の徹底

- ・毎日の健康観察を入念に行う。異状が認められた場合は、すぐにかかりつけの獣医師又は、管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。
(連絡が必要な症状) >家さんの死亡率が通常の2倍以上
>鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下などの症状
>5羽以上の家さんがまとまって死亡、又はうずくまっている

飼養衛生管理基準が強化されました

○飼養衛生管理基準が強化され、令和3(2021)年10月1日に施行されます(一部項目は猶予期間があります)。詳細は、農林水産省のホームページで御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/

【主な改正点】 以下が義務化されました

- ・家畜所有者が、埋却地又は焼却施設を確保する。
困難な場合は、県が示す代替方法により対応する。
- ・大規模農場では、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置する。
疾病発生時の対応計画を用意する。